

新規

指定工事店指定申請書 (新規・~~更新~~)

年 月 日

相模原市長 あて

(〒 -)

所在地 相模原市 区 -

商号(名称) 設備(株)

申請者 フリガナ ××× ×××

代表者氏名

電話番号 ××× ()

相模原市指定下水道工事店規則 第 3 条 の規定により、次のとおり申請します。
~~第6条第2項~~

指定を受ける営業所	申請区分	レ 新規 更新 (指定番号第 号)
	商号(名称)	フリガナ ×××セツピカブシキガイシャ 設備(株)
	所在地	(〒 -) 市 -
	電話番号	××× ()

該当する項目の に
レ点を付けて下さい

給水装置工事業の登録の有無	レ 登録あり 登録無し
---------------	-------------

添付書類	<p>マイナンバーの記載がない住民票（法人の場合にあっては、代表者のもの）</p> <p>定款の写し（法人に限る。）</p> <p>登記事項証明書（法人に限る。）</p> <p>次のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <p>営業所の平面図、付近の見取図</p> <p>営業所（正面、内部）・資材置場・倉庫の写真</p> <p>設備・器材所有調書</p> <p>専属の相模原市排水設備工事責任技術者証の写し</p> <p>営業所の所在地を証明する書類（個人事業で当該営業所に居住していない場合に限る。建物登記事項証明書、固定資産税建物評価額証明書又は建物賃貸借契約書の写し等。）</p> <p>は相模原市申請等様式をご利用ください。</p>
------	--

指定工事店指定申請書 (~~新規~~・更新)

年 月 日

相模原市長 あて

(〒 -)

所在地 相模原市 区 -

商号(名称) 設備(株)

申請者 フリガナ ××× ×××

代表者氏名

電話番号 ××× ()

相模原市指定下水道工事店規則 ~~第3条~~ の規定により、次のとおり申請します。
第6条第2項

指定を受ける営業所	申請区分	新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input checked="" type="checkbox"/> (指定番号第 号)
	商号(名称)	フリガナ ×××セツピカブシキガイシャ 設備(株)
	所在地	(〒 -) 市 -
	電話番号	××× ()

該当する項目の に
レ点を付けて下さい

給水装置工事業の登録の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 登録あり <input type="checkbox"/> 登録無し
---------------	--

添付書類	<p>マイナンバーの記載がない住民票（法人の場合にあっては、代表者のもの）</p> <p>定款の写し（法人に限る。）</p> <p>登記事項証明書（法人に限る。）</p> <p>次のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <p>営業所の平面図、付近の見取図</p> <p>営業所（正面、内部）・資材置場・倉庫の写真</p> <p>設備・器材所有調書</p> <p>専属の相模原市排水設備工事責任技術者証の写し</p> <p>営業所の所在地を証明する書類（個人事業で当該営業所に居住していない場合に限る。建物登記事項証明書、固定資産税建物評価額証明書又は建物賃貸借契約書の写し等。）</p> <p>は相模原市申請等様式をご利用ください。</p>
------	--

誓約書

年 月 日

私は、次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2. 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
(相模原市指定下水道工事店規則第8条の項目が遵守できない者)

(指定工事店の遵守事項)

第8条 指定工事店は、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令、条例及び相模原市下水道条例施行規則(昭和43年相模原市規則第34号。以下これらを「法令等」という。)を遵守するほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第4条第1項及び第2項に規定する市長の確認を受けた排水設備の新設等の工事(以下「排水設備工事」という。)でなければ、これに着手しないこと。
- (2) 指定工事店証は店内の、標示板は店頭のそれぞれ見やすい場所に掲示すること。
- (3) 排水設備工事の申込みがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- (4) 排水設備工事の申込者にその工事の内容及び施行に当たつて必要な条例に規定する手続について、詳細に説明すること。
- (5) 排水設備工事は、誠実かつ迅速に施工すること。
- (6) 排水設備工事は、専属の責任技術者の監督の下に施工すること。
- (7) 排水設備工事が完了した場合は、完了後3日以内に当該工事の竣工図面を添え、その旨を当該工事の申込者に通知すること。
- (8) 市長が行う排水設備工事の現場検査に専属の責任技術者を立ち会わせること。
- (9) 他人に指定工事店の名義を貸与し、又は一括して下請人に工事を施工させないこと。
- (10) 使用人の排水設備工事その他の業務上の行為については、すべて責任を負うこと。

	商号(名称)	設備(株)
申請者	所在地	相模原市 区
	代表者氏名	

相模原市長 あて

(第9条関係)

指定工事店異動届

年 月 日

相模原市長 あて

(〒 -)

所在地 相模原市 区 -

商号(名称) 設備㈱

申請者 フリガナ ××× ×××

代表者氏名

電話番号 ××× ()

相模原市指定下水道工事店規則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
異 動 事 項		
商号(名称)の変更	新	フリガナ
	旧	
営業所移転又は所在地の表示変更	新	(〒 -)
	旧	
代表者の異動	新	
	旧	
本市登録の責任技術者の異動	新	
	旧	
電話番号の変更	新	
	旧	
第2条第1項第4号ア、エに該当するに至った	ア	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	エ	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

該当する欄に記入して下さい

該当に至った場合はチェックを付けてください。

裏面も印刷してください。

注 添付書類は、裏面を参照して下さい。

(第7条関係)

指定工事店証等再交付申請書

年 月 日

相模原市長 あて

(〒 -)

所在地 相模原市 区 -

商号(名称) 設備(株)

申請者 フリガナ ××× ×××

代表者氏名

電話番号 ××× ()

相模原市指定下水道工事店規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	第 〇〇〇 号(亡失の場合は記載不要です。)
申請区分	亡失 ✓汚損 き損 該当する項目の に
種類	✓指定工事店証 標示板 レ点を付けて下さい
理由のため

注 確認のため、(指定工事店証 標示板)を持参して下さい。

(第9条関係)

指定工事店廃止・休止届

年 月 日

相模原市長 あて

(〒 -)

所在地 相模原市 区 -

商号(名称) 設備(株)

申請者 フリガナ ××× ×××

代表者氏名

電話番号 ××× ()

相模原市指定下水道工事店規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の休止	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">該当する項目の に レ点を付けて下さい</div>
営業所	商号	設備(株)
	所在地	(〒 -) 市
添付書類等	<input checked="" type="checkbox"/> 指定工事店証 <input checked="" type="checkbox"/> 標示板	